

サロン・見守り活動助成金交付要項

1 目的

この要項は、地域福祉活動助成事業実施要綱に基づき、自治会等を圏域として、住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために実施する「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という）と「見守り活動」に対し、前橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が、活動の立ち上げや継続的な運営ができるよう、支援を行うことを目的とする。

2 財源

地域歳末たすけあい募金及び前橋市補助金を財源とし、予算の範囲内で事業費の一部を補助する。

3 助成要件

(1) サロン助成

次の要件を満たす事業を、サロン助成の交付対象とする。

① 主体

自治会・地縁団体・ボランティア団体等が主体となり活動を実施していること。ただし、町社協が主体となる場合は「町社協運営助成金交付要項」（以下、「町社協助成金要項」という）に定める助成金にサロンへの助成金を含むため、当事業の交付対象にならない。

また、自治会単位で実施されない子育て・障害者サロン等は「子育て・障害者サロン助成金交付要項」より助成交付を行うため、当事業の交付対象にならない。

② 設置数

原則1自治会につき1事業とする。ただし、下記いずれかの条件を満たす場合はこの限りではない。

(ア) 主体が異なること

(イ) 会場が異なること

(ウ) 主体および会場は同一だが、活動趣旨が異なること

③ 実施回数

原則として月1回程度の実施計画とする。ただし、月1回程度の開催が難しい場合も、地域の実情によりやむを得ないと判断できる場合は、この限りではない。

④ 対象者

参加者を限定的にせず、地域に在住する高齢者・障害者・子育てに不安をもつ親とその子ども等、幅広い住民を対象に、公に開かれた活動とすること。

⑤ 対象者数

1回の活動につき、参加者・担い手を含め概ね10人程度が参加するよう、活動を周知すること。ただし、地域の住民数・世帯数・会場のスペース・災害や感染症蔓延状況などにより、この限りではない。

⑥ 活動内容

参加者の実情等に応じた多様な活動とするが、特定の活動に限定されたクラブ活動等は認めない。

⑦ 会場

会場選定は多様な形態を認める。例えば、公民館施設を利用する、あるいは個人宅を利用する場合も認める。ただし、閉鎖的な活動にならず、公に開かれた活動になるよう参加しやすい環境づくりの工夫をすること。また、調理をする場合は衛生が確保されていなければならない。

(2) 見守り助成

次の要件を満たす事業を、見守り助成の交付対象とする。

① 主体

自治会が主体となり活動を実施していること。

ただし、町社協が主体となる場合は「町社協助成金要項」に見守り活動への助成金を含むため、当事業の交付対象にならない。

② 範囲

1自治会につき1事業とする。

③ 対象者

独居高齢者、高齢者世帯、および障害児者、その他地域で見守りが必要と判断する人。

④ 活動内容

地域の実情に合わせ、次の活動を行う。

(ア) 目配り、気配り、訪問型の見守り

(イ) 活動により発見した課題についての適切な機関・相談窓口へのつなぎ

(ウ) その他自治会の実情に応じた見守りの仕組みづくり

A) 定期的な見守り関係者会議開催による情報共有

B) 連絡経路（連絡網）の作成

C) 見守り活動の周知広報

4 助成金額

助成金は各主体が実施する事業により、次の助成内容を選択し申請するものとする。ただし自治会以外の地縁団体・ボランティア団体が主体となり実施する活動は、次の「(1)サロン助成」のみ申請とする。

(1) サロン助成 年間3万円

(2) 見守り助成 年間3万円

5 助成金額の予算配分

一つの主体がサロン助成・見守り助成の交付を受けている場合、事業に対する助成金の使途は、それぞれの事業に3万円ずつ配分するよう、予算計画を立てることとする。ただし、各事業にて余剰金の発生が見込まれる場合は、もう一方の事業で助成金を活用することができる。

6 助成金の使途

助成金の使途として対象になる経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 消耗品費 消毒液・物づくり材料・見守り訪問材料など
- (2) 会議費 お茶代など
- (3) 備品費 ラジカセ・デジカメなど
- (4) 飲食費 サロンの茶菓子代・訪問時の手土産代など
- (5) 印刷費 広報チラシ印刷・資料印刷など
- (6) 研修会費 講師謝金など
- (7) 雑費 活動保険料など
- (8) 固定費 会場賃借料・見守りに必要な電話代・Wi-Fi 設置費など

7 助成申請手続き

助成金の交付を受ける場合は、別紙様式第1号、第2号に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

8 助成の決定及び交付

市社協会長は、助成申請書を受理したときは、その事業内容を審査の上、助成金額を決定し、助成金交付決定を通知するものとする。ただし、「3 助成要件」に沿わない活動であった場合は、助成額を減額することができる。

9 実施報告

当該年度の事業が完了した後、実施報告提出に関わる通知で指定する期日までに、別紙様式第3号、第4号により、関係書類を揃えて市社協会長に報告するものとする。

10 助成金の返還

当該年度の助成金の交付を受けた活動で、助成金に残金が生じた場合にも、市社協会長は返還を求めないものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。